

光ひまわりおひろめ隊員の認定及び活動実施要領

（目 的）

第1条 この要領は、「SDGs チャレンジ『光ひまわりプロジェクト』事業（以下「光ひまわりプロジェクト」という。）」のうち、「光ひまわりおひろめ隊（以下「おひろめ隊」という。）」の隊員の認定及び活動に必要な事項について定めるものとする。

（隊員の条件）

第2条 次に掲げる要件をすべて満たす者（法人等にあつては、その代表者）のうちから、隊員として市長が認定する。

- （1）市内に住所を有する18歳以上の者
- （2）ひまわり畑として活用可能な遊休農地（田畑）等を準備できる者
- （3）活動の内容を発信できる者

（隊員の募集）

第3条 隊員として活動を希望する者は、指定の期日までに「光ひまわりおひろめ隊員認定申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）」を市長に提出するものとする。

（隊員の認定）

第4条 市長は、申請書を提出した者から隊員を認定し、「光ひまわりおひろめ隊員認定証（様式第2号）」の交付をもって隊員とする。

（認定の期間）

第5条 認定の期間は、隊員として認定を受けた日から翌年の3月31日までとする。

（活動の内容）

第6条 隊員は、安全・安心を最優先に自らの創意工夫をもって、次に掲げる活動を行う。なお、活動中に問題が生じた場合、隊員は速やかに市長へ報告するとともに、隊員の責任において対策を講じること。

- （1）ひまわりの播種、開花後の維持・管理、種の採取等の実施
- （2）ひまわりの生育管理、情報発信等
- （3）見学者と共に楽しむことができる環境づくり

（活動の報告）

第7条 前条に掲げる活動が終了した隊員は、報告書（様式第3号）を市長に提出すること。

（市の役割）

第8条 市は、隊員が円滑に活動できるよう、次に掲げる事項のほか必要な取組について実施する。

- （1）ひまわりの種の準備及び隊員への配付
- （2）事業の進捗管理及び各隊員が実施する取組の情報発信等
- （3）隊員が実施する取組への包括的な支援

附 則

この要領は、令和6年3月25日から施行する。